

大宮地域の皆さんへ 水道の漏水(水もれ)修理は漏水当番業者へ

給水装置(給水管と蛇口などの給水用具)は、各家庭が所有しているもので、所有者自身が管理する必要があります。そのため、漏水や蛇口の故障などの給水装置が破損した場合は、ご自身で指定給水装置工事業者に調査・修理をお申し込みください。

なお、大宮地域の方は、漏水当番の常陸大宮市指定管工事組合の調査・修理を行うことができます。また、地下漏水等は水道料金の減免制度がありますので、詳しくは水道課までお問い合わせください。

漏水当番は、次のとおりです。



事業者名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(有)中橋電気社 ☎52-3243	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24	1・7・13・19・25
(有)県北設備工業 ☎52-1555	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25	2・8・14・20・26
ウスイ設備工業(株) ☎53-3535	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26	3・9・15・21・27
(株)神永工務店 ☎52-1700	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27	4・10・16・22・28
(有)茨城水巧社 ☎52-3349	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28	5・11・17・23・29
(有)横山設備工業 ☎53-4252	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29	6・12・18・24・30

<水道の管理について>

道路(公道)の配水管及び給水管は水道課が管理し、宅地(民有地)の給水管は所有者の管理になります。

また、給水管はメーターを除いて各家庭・所有者の所有物であり、新設や修繕などの費用は各家庭・所有者の負担になります。

ただし、道路上にある配水管からの水漏れや、給水管でも道路部分での漏水は市の負担で修理しますので、道路上の水漏れを見つけたときは、水道課までご連絡をお願いします。

問 水道課工務G ☎52-0427

